

三田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (法附則第15条第18項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は5分の3)とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする (法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6～17 省略</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>19 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (法附則第15条第19項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は5分の3)とする。 (法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6～17 省略</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>19 省略</p>